

豊川市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊川市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視野から協議するため、豊川市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗管理及び評価に関すること
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議は市長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、豊川市福祉部介護高齢課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

	所 属
1	学識経験を有する者
2	豊川市福祉部長
3	豊川市医師会の推薦する者
4	豊川市民生委員児童委員協議会の推薦する者
5	豊川市社会福祉協議会の推薦する者
6	老人福祉施設を代表する者
7	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会の推薦する者
8	豊川市シルバー人材センターの推薦する者
9	豊川市連区長会の推薦する者
10	豊川市老人クラブ連合会の推薦する者
11	地域福祉活動推進委員会の推薦する者
12	地域で高齢者等の支援に関わる者
13	市民（公募）